

久喜市市民活動推進補助金事業審査委員会規程の一部を改正する訓令
久喜市市民活動推進補助金事業審査委員会規程（平成23年久喜市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 委員は、菖蒲行政センター長、栗橋行政センター長、鷲宮行政センター長その他市長が必要と認める者のうちから市長が選任する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（委員の除斥）

第6条 委員は、応募団体と利害関係が認められる場合は、当該応募団体が応募した事業の審査に参加することができない。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。